

協議第 9号 特別職の職員の身分の取扱いについて

1 基本的考え方

1市2町の長、助役、収入役、教育長、行政委員会等の委員などの特別職の職員については、新設合併に伴い、1市2町の法人格が消滅するため、合併の日の前日をもってその身分を失うこととなります。

このため、新市において新たに特別職の職員の選挙又は選任する必要があります。また、特別職の職員の報酬等についても協議しておく必要があります。

2 特別職の報酬の状況等

(1) 1市2町の常勤特別職

選挙又は選任の考え方

ア 市長

新市の市長の選挙については、公職選挙法第33条第3項の規定により、新市の設置の日から50日以内に行われることとなっています。

そこで、新市の市長が選挙されるまでの間、市長の不在状態を防ぐため、1市2町の長であった者の中から、その協議により定められた者が、市長職務執行者としてその職務を行う調整措置が設けられています(地方自治法施行令第1条の2)。なお、この市長の職務執行者を選任する協議は、合併の期日までに行い、協議書を作成しておくことが適当とされています。

イ 助役・収入役

市長職務執行者は、助役や収入役を選任することはできませんので、新市長が選挙されてから、議会の同意を得て助役や収入役を選任することとなります。なお、収入役については、地方自治法第170条第3項、第5項及び第6項の規定において収入役が欠けたときは必ず職務代理者を置くこととされており、市長職務執行者が収入役職務代理者を選任し、正式に収入役が選任されるまでの間は、その者が収入役の職務を代理することとなります。

ウ 教育長

教育長は、一般職に属する公務員とされていますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(以下「地教行法」という。)第4条第1項、第16条第2項に基づき議会の同意を得て任命される特別職である教育委員会委員の身分を併せ持つことから、特別職の職員として取り扱われています。なお、新設合併の場合の最初の教育長は、教育委員会の委員が議会の同意を得て任命されるまでの間、市長職務執行者によって臨時に選任された教育委員会委員の互選により決められることとなっています(地教行法施行令第19条)。

任期・報酬等の状況

	観音寺市	大野原町	豊浜町
【任期】			
市町長	平成19年6月29日	平成19年4月26日	平成19年8月9日
助 役	平成20年3月13日		平成19年8月31日
収入役	平成20年3月13日	平成19年6月5日	
教育長	平成18年9月30日	平成16年9月30日	平成16年12月31日
【給料】			
市町長	852,300円	785,000円	800,000円
助 役	657,000円	594,000円	610,000円
収入役	597,600円	552,000円	565,000円
教育長	585,900円	518,000円	528,000円
【期末手当】			
市町長	支給月数 3.50月	支給月数 3.50月	支給月数 3.50月
助 役	" 3.50月	" 3.50月	" 3.50月
収入役	" 3.50月	" 3.50月	" 3.50月
教育長	" 3.50月	" 3.50月	" 3.50月

(2) 議会議員
 選挙の考え方
 「協議第6号 議会議員の定数及び任期の取扱い」による。
 報酬等の状況

項目	観音寺市	大野原町	豊浜町
1. 議員定数(人)			
条約定数	20	16	13
現員数	20	16	13
2. 報酬			
議長	539,000円	366,000円	346,000円
副議長	465,000円	314,000円	288,000円
議員	430,000円	277,000円	261,000円
3. 議員任期	平成15年5月30日 ~ 平成19年5月29日	平成15年4月30日 ~ 平成19年4月29日	平成15年5月15日 ~ 平成19年5月14日

(3) 行政委員会の委員

選任又は選挙の考え方

地方自治法第180条の5の規定で、市町村の執行機関として法律で設置を義務付けられている委員会及び委員としては、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、人事委員会(公平委員会)がありますが、これらの委員は、特別職の職員であり、新設合併によりその身分を失います。このため、合併後新たに選任又は選挙されることとなりますが、執行機関として職務の継続性が求められることなどから、教育委員会の最初の委員、議会において選挙されるまでの間の選挙管理委員会委員、農業委員会の委員、固定資産評価審査委員会の委員については、臨時的な特別選任手続きが設けられています。

ア 教育委員会の委員

教育委員会の最初の委員については、地教行法施行令第18条以下に特例的な規定が設けられており、市長職務執行者が合併の日の前日に1市2町の教育委員会の委員であった者の中から、新市の教育委員会の委員を臨時的に選任することとされています。なお、臨時的に選任された委員の任期は、新市の設置後、市長の最初の選挙後最初に招集される議会の会期末日までとされています。

イ 選挙管理委員会の委員

議会において選挙されるまでの間の選挙管理委員会の委員は、地方自治法施行令第4条の規定に基づき、1市2町の選挙管理委員会委員である者又は選挙管理委員会委員であった者の互選により定められます。なお、これらの者が、正式に議会で委員が選挙されるまでの間、臨時に、選挙管理委員会委員の職務を行うこととなります。

ウ 農業委員会の委員

「協議第7号 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い」により、別途協議。

エ 固定資産評価審査委員会の委員

固定資産評価審査委員会の委員については、地方税法第423条第8項の規定により、新市の市長が選挙されるまでの間は、市長職務執行者によって1市2町の固定資産評価審査委員会の委員であった者の中から選任された者が、その職務を行うこととなります。

また、同条第9号の規定により、新市の市長が選挙された後で新市の設置後最初に招集される議会の同意を得て固定資産評価審査委員会の委員が選任されるまでの間は、新市の市長により1市2町の固定資産評価審査委員会であった者の中から選任された者が、その職務を行うこととなります。

オ 監査委員・人事委員会(公平委員会)の委員

監査委員・人事委員会(公平委員会)の委員については、特別選任手続の規定はありません。新市長の就任を待って、委員が選任されるまでの間は、委員が置かれていない状態となります。

委員数・報酬額

	観音寺市		大野原町		豊浜町	
	委員数	報酬額	委員数	報酬額	委員数	報酬額
教育委員会 (委員長)	1	612,000円/年	1	222,000円/年	1	204,000円/年
〃 (委員)	4	554,000円/年	4	179,000円/年	4	165,000円/年
選挙管理委員会 (委員長)	1	360,000円/年	1	105,000円/年	1	101,000円/年
〃 (委員)	3	245,000円/年	3	86,000円/年	3	84,000円/年
公平委員会 (委員長)	1	150,000円/年				
〃 (委員)	2	132,000円/年				
監査委員 (識見)	1	170,000円/月	1	250,000円/年	1	204,000円/年
〃 (議会)	1	35,000円/月	1	204,000円/年	1	165,000円/年
農業委員会 (会長)	1	404,000円/年	1	254,000円/年	1	235,000円/年
〃 (代理)	1	316,000円/年	1	214,000円/年	1	193,000円/年
〃 (部会長)	2	316,000円/年				
〃 (委員)	28	274,000円/年	16	199,000円/年	16	177,000円/年
固定資産 (委員長)	1	7,100円/日	1	8,000円/日	1	8,000円/日
評価審査委員会 (委員)	12	7,100円/日	2	8,000円/日	2	8,000円/日

(4) 審議会・委員会等の附属機関の委員等

審議会・委員会等の附属機関の委員、その他の非常勤の特別職の職員については、新設合併に伴いその身分を失うこととなり、新市において、必要に応じ、新たに任命する必要があります。

- ・ 法令等で設置が義務付けられている審議会等については、引き続き新市において設置し、法令等の範囲内で、実情に応じて弾力的な運用を行い、その合理的・効率的な運営に努める必要があります。
- ・ 法令等で設置が義務付けられていない審議会・委員会等の附属機関の委員、その他の非常勤の特別職の職員については、その設置の目的、1市2町の設置状況、活動の実態等を踏まえて見直しを行い、新市において設置する必要があるものは、設置する。その際、審議会等の統廃合、委員等の構成、委員等の数の削減その他運営の改善を図る必要があります。

審議会・委員会等附属機関の委員、その他の特別職の現状
 ア 地方自治法第202条の3の規定に基づく附属機関

	観音寺市		大野原町		豊浜町	
	委員数	報酬額	委員数	報酬額	委員数	報酬額
防災会議	30	7,100 円/日			17内	
民生委員推薦会	14	7,100 円/日	14	8,000 円/日		
国民健康保険運営(委員長)	17	7,100 円/日	12	8,000 円/日	9	31,000 円/年
協議会(委員)		7,100 円/日		8,000 円/日		27,000 円/年

イ その他の法令の規定に基づく附属機関

	観音寺市		大野原町		豊浜町	
	委員数	報酬額	委員数	報酬額	委員数	報酬額
特別土地保有税審議会	5	7,100 円/日	3	8,000 円/日	5	8,000 円/日
社会教育委員(委員長)	10	7,100 円/日			8	13,000 円/年
"(委員)		7,100 円/日				11,000 円/年
公民館運営審議会(委員長)	25	7,100 円/日	10	8,000 円/日	15	13,000 円/年
"(委員)		7,100 円/日		8,000 円/日		11,000 円/年
体育指導委員	40	23,000 円/年	18	28,000 円/年	17	24,000 円/年
消防委員会(委員長)	18	7,100 円/日	6	50,000 円/年	8	29,000 円/年
"(委員)		7,100 円/日		43,000 円/年		29,000 円/年

ウ 1市2町の条例で定める審議会等（1）

	観音寺市		大野原町		豊浜町	
	委員数	報酬額	委員数	報酬額	委員数	報酬額
中小企業融資（委員長） 審査委員会（委員）	12	7,100円/日	7	8,000円/日	10	8,000円/日
公文書（情報）公開審査会	5内	7,100円/日	6内	8,000円/日	5内	8,000円/日
住宅運営委員会	13	7,100円/日				
港湾運営委員会	17	7,100円/日				
航路事業審議会	10	7,100円/日				
農業基本対策審議会	15内	7,100円/日				
総合振興計画審議会	18内	7,100円/日	20	8,000円/日	25内	
個人情報保護対策審議会	10内	7,100円/日	6内	8,000円/日	5内	8,000円/日
環境審議会	15内	7,100円/日				
都市計画審議会	12内	7,100円/日				
特別職報酬等審議会	10内	7,100円/日	10内	8,000円/日	7内	10,000円/日
住居表示審議会	25内	7,100円/日				
伊吹開発総合センター運営 委員会	11内	7,100円/日				
文化財保護審議会	5内	7,100円/日	7	24,000円/年	7	12,000円/年
図書館協議会	7	7,100円/日			8内	
働く婦人の家運営委員会	10内	7,100円/日				
水質保全委員会	15内	7,100円/日				
予防接種等健康被害調査 委員会	5	7,100円/日	7			
公務災害補償等認定 委員会	5	7,100円/日				
公務災害補償等審査会	3	7,100円/日				
人権擁護審議会	20内	7,100円/日	10内	8,000円/日	10内	11,000円/年
ふれあい文化センター運営 審議会	12内	7,100円/日				
廃棄物減量等推進審議会	15内	7,100円/日				
少年育成センター運営 協議会	15内	7,100円/日			8	

ウ 1市2町の条例で定める審議会等(2)

	観音寺市		大野原町		豊浜町	
	委員数	報酬額	委員数	報酬額	委員数	報酬額
学校給食センター運営委員会	15内	7,100円/日				
水防協議会			15内	8,000円/日	15内	
中央公民館長			1	147,000円/月		
商工業振興審議会			9	8,000円/日	9内	8,000円/日
社会教育指導員				122,000円/月		80,000円/月
町史編纂委員			30内			
交通指導員 (委員長)				27,000円/月	9内	30,000円/月
" (委員)				27,000円/月		28,000円/月
少年補導委員					15	16,000円/年
住宅入居者詮衡委員					8	11,000円/年

参考 先進地の事例

<p>さぬき市</p>	<p>(1) 特別職及び行政委員会委員等の身分の取扱いについては、法に特別の定めのある場合は、その規定を適用する。 なお、規定のない場合は、5 町の長が協議して定める。</p> <p>(2) 新市の職務執行者については、5 町の長が別に協議して定めるものとする。</p>
<p>東かがわ市</p>	<p>特別職の職員（消防団員は除く。）については、その設置、人数、任期、報酬について、法令等の定めるところに従い、次のとおり調整する。</p> <p>(1) 市長、助役、収入役及び教育長の任期等については、法令の定めるところによる。報酬の額は、現行報酬額及び同規模の自治体の例をもとに調整する。</p> <p>(2) 市議会議員及び農業委員会の委員の報酬の額については、現行報酬額及び同規模の自治体の例をもとに調整する。</p> <p>(3) 教育委員会の委員、監査委員、選挙管理委員会の委員及び固定資産評価審査委員会の委員の数、任期については、法令の定めるところによる。報酬の額は、現行報酬額及び同規模の自治体の例をもとに調整する。</p> <p>(4) その他の条例で定める特別職の職員については、3 町すべてに設置されていて、新市において引き続き設置する必要のあるものは、原則として統合する。1 町又は2 町にのみ設置されているものは、新市において速やかに調整する。委員数、任期、報酬額等は現行の制度をもとに調整する。</p>
<p>丸亀市・綾歌町・飯山町 合併協議会</p>	<p>1 市 2 町の特別職の職員については、合併に伴い 1 市 2 町の法人格が消滅するため、その身分を失う。 新市における特別職の職員の身分の取扱いについては、次のとおりとする。</p> <p>1 法令の定めるところにより、市長のほか常勤の特別職として、助役、収入役、教育長を置き、その給料等については、同規模自治体の常勤特別職の給料額等を参考に調整する。</p> <p>2 議会議員の報酬等については、同規模自治体の議会議員の報酬額等を参考に調整する。</p> <p>3 法令の定めるところにより、行政委員会を設置し、その委員等の報酬等については、年額、月額、日額等現行の業務に照らし合わせて調整する。</p> <p>4 審議会・委員会等の附属機関については、新市において引き続き設置する必要があるものは設置し、その委員等の報酬額等については、年額、月額、日額等現行の業務に照らし合わせて調整する。</p> <p>5 その他の特別職については、新市において引き続き設置する必要があるものは、現行の任期及び報酬額等を基に調整し、設置する。</p> <p>6 新市の市長職務執行者については、1 市 2 町の長が別に協議して定める。</p>